

茨木市がん検診推進事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、がん検診推進事業を実施することにより、がんの早期発見及び早期治療を促進し、もって市民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(がん検診の種類等)

第2 がん検診推進事業の対象となるがん検診の種類は、乳がん検診及び子宮がん検診とし、それぞれ茨木市乳がん検診事業実施要綱（平成20年4月1日実施）第4及び茨木市子宮がん検診事業実施要綱（平成20年4月1日実施）第4に定める内容を実施するものとする。ただし、子宮がん検診において、子宮体部細胞診は、実施しないものとする。

(対象者)

第3 がん検診推進事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 当該年度の4月20日（以下この号において「基準日」という。）において、本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者（第4第1項において「基準日対象者」という。）又は基準日の翌日から当該年度の末日までの間において、本市に転入し、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録された者（第4第2項において「基準日後対象者」という。）

(2) 当該年度の4月1日において、次に掲げるがん検診の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たす者

ア 乳がん検診 40歳

イ 子宮がん検診 20歳

(クーポン券等の交付)

第4 市長は、がん検診推進事業の対象者のうち基準日対象者に対象となっているがん検診の受診に係るクーポン券を交付するものとする。

2 がん検診推進事業の対象者のうち基準日後対象者でクーポン券の交付を受けようとするものは、茨木市がん検診推進事業クーポン券（再）交付申請書（様式第1号）（第5第1項において「クーポン券（再）交付申請書」という。）により市長に交付を申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受け付け、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者にクーポン券を交付するものとする。

4 市長は、第1項又は第3項の規定によりクーポン券の交付を受けた者に、検診手帳を交付するものとする。

(クーポン券の再交付)

第5 クーポン券の交付を受けた者は、交付されたクーポン券を破損し、又は紛失した場合においてクーポン券の再交付を受けようとするときは、クーポン券(再)交付申請書により市長にクーポン券の再交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受け付け、適当と認めるときは、当該申請者にクーポン券を再交付するものとする。

(検診の費用)

第6 がん検診推進事業の対象者が対象となっているがん検診を受診する場合の費用は、無料とする。

(受診)

第7 がん検診を受診しようとする者は、第4第1項又は第3項の規定により交付されたクーポン券を受診時に提出しなければならない。

(助成の申請)

第8 市長は、がん検診推進事業の対象者がクーポン券の交付を受けた年度内において、茨木市乳がん検診事業実施要綱又は茨木市子宮がん検診事業実施要綱に基づく乳がん検診又は子宮がん検診(次項において「対象がん検診」という。)を受診し、当該検診の費用を負担したときは、当該対象者に次の各号に掲げるがん検診の区分に応じ、当該各号に定める額の助成金を交付するものとする。

(1) 乳がん検診 800円

(2) 子宮がん検診 500円

2 前項の規定による助成を受けようとする者は、対象がん検診を受診した年度の末日までに茨木市がん検診推進事業自己負担額助成金交付申請書兼請求書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) クーポン券

(2) 対象がん検診の受診費用の支払を証する書類(領収書等)

(交付決定等)

第9 市長は、第8第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定し、茨木市がん検診推進事業自己負担額助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第10 市長は、助成金の交付を受ける者又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な行為により助成を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) その他市長が不相当と認めたとき。
- (その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、がん検診推進事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から実施する。
(茨木市乳がん検診事業実施要綱の一部改正)
- 2 茨木市乳がん検診事業実施要綱（平成20年4月1日実施）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（実施期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

(利用料金の償還払い)

- 2 平成21年9月1日から平成22年3月31日までの間において、茨木市がん検診推進事業実施要綱（平成21年9月1日実施）に定める乳がん検診の対象となっている者のうち、平成21年4月1日以後にこの要綱に基づき乳がん検診を受診した者については、指定管理者が定める手続により、既に納付した第4の利用料金の償還払いの申請をすることができる。
(茨木市子宮がん検診事業実施要綱の一部改正)
- 3 茨木市子宮がん検診事業実施要綱（平成20年4月1日実施）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（実施期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

(利用料金の償還払い)

- 2 平成21年9月1日から平成22年3月31日までの間において、茨木市がん検診推進事業実施要綱（平成21年9月1日実施）に定める子宮頸がん検診の対象となっている者のうち、平成21年4月1日以後にこの要綱に基づき子宮がん検診を受診した者については、指定管理者が定める手続により、既に納付した第4の利用料金の償還払いの申請をすることができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成22年6月1日から実施する。
(茨木市乳がん検診事業実施要綱の一部改正)

2 茨木市乳がん検診事業実施要綱（平成20年4月1日実施）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 平成22年6月1日から平成23年3月31日までの間において、茨木市がん検診推進事業実施要綱（平成21年9月1日実施）に定める乳がん検診の対象となっている者のうち、平成22年4月1日以後にこの要綱に基づき乳がん検診を受診した者については、指定管理者が定める手続により、既に納付した第4の利用料金の償還払いの申請をすることができる。

(茨木市子宮がん検診事業実施要綱の一部改正)

3 茨木市子宮がん検診事業実施要綱（平成20年4月1日実施）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 平成22年6月1日から平成23年3月31日までの間において、茨木市がん検診推進事業実施要綱（平成21年9月1日実施）に定める子宮頸がん検診の対象となっている者のうち、平成22年4月1日以後にこの要綱に基づき子宮がん検診を受診した者については、指定管理者が定める手続により、既に納付した第4の利用料金の償還払いの申請をすることができる。

附 則

1 この要綱は、平成23年6月1日から実施する。

(茨木市大腸がん検診事業実施要綱の一部改正)

2 茨木市大腸がん検診事業実施要綱（平成20年4月1日実施）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（実施期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（利用料金の償還払い）

2 平成23年6月1日から平成24年3月31日までの間において、茨木市がん検診推進事業実施要綱（平成21年9月1日実施）に定める大腸がん検診の対象となっている者のうち、平成23年4月1日以後にこの要綱に基づき大腸がん検診を受診した者については、指定管理者が定める手続により、既に納付した第4の利用料金の償還払いの申請をすることができる。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成24年6月1日から実施する。

(茨木市乳がん検診事業実施要綱の一部改正)

- 2 茨木市乳がん検診事業実施要綱（平成20年4月1日実施）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 平成24年6月1日から平成25年3月31日までの間において、茨木市がん検診推進事業実施要綱に定める乳がん検診の対象となっている者のうち、平成24年4月1日以後にこの要綱に基づき乳がん検診を受診した者については、指定管理者が定める手続により、既に納付した第4の利用料金の償還払いの申請をすることができる。

(茨木市子宮がん検診事業実施要綱の一部改正)

- 3 茨木市子宮がん検診事業実施要綱（平成20年4月1日実施）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 平成24年6月1日から平成25年3月31日までの間において、茨木市がん検診推進事業実施要綱に定める子宮頸がん検診の対象となっている者のうち、平成24年4月1日以後にこの要綱に基づき子宮がん検診を受診した者については、指定管理者が定める手続により、既に納付した第4の利用料金の償還払いの申請をすることができる。

(茨木市大腸がん検診事業実施要綱の一部改正)

- 4 茨木市大腸がん検診事業実施要綱（平成20年4月1日実施）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成24年6月1日から平成25年3月31日までの間において、茨木市がん検診推進事業実施要綱に定める大腸がん検診の対象となっている者のうち、平成24年4月1日以後にこの要綱に基づき大腸がん検診を受診した者については、指定管理者が定める手続により、既に納付した第4の利用料金の償還払いの申請をすることができる。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

(茨木市乳がん検診事業実施要綱の一部改正)

- 2 茨木市乳がん検診事業実施要綱（平成20年4月1日実施）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 6 平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間において、茨木市がん検診推進事業実施要綱に定める乳がん検診の対象となっている者のうち、平成25年 4 月 1 日以後にこの要綱に基づき乳がん検診を受診した者については、指定管理者が定める手続により、既に納付した第 4 の利用料金の償還払いの申請をすることができる。

(茨木市子宮がん検診事業実施要綱の一部改正)

- 3 茨木市子宮がん検診事業実施要綱（平成20年 4 月 1 日実施）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 6 平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間において、茨木市がん検診推進事業実施要綱に定める子宮頸がん検診の対象となっている者のうち、平成25年 4 月 1 日以後にこの要綱に基づき子宮がん検診を受診した者については、指定管理者が定める手続により、既に納付した第 4 の利用料金の償還払いの申請をすることができる。

(茨木市大腸がん検診事業実施要綱の一部改正)

- 4 茨木市大腸がん検診事業実施要綱（平成20年 4 月 1 日実施）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間において、茨木市がん検診推進事業実施要綱に定める大腸がん検診の対象となっている者のうち、平成25年 4 月 1 日以後にこの要綱に基づき大腸がん検診を受診した者については、指定管理者が定める手続により、既に納付した第 4 の利用料金の償還払いの申請をすることができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年 6 月 1 日から実施する。
(茨木市乳がん検診事業実施要綱の一部改正)
- 2 茨木市乳がん検診事業実施要綱（平成20年 4 月 1 日実施）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 7 平成26年 6 月 1 日以後において、茨木市がん検診推進事業実施要綱の規定により乳がん検診に係るクーポン券及び受診案内の送付を受けた者のうち、当該年度にこの要綱に基づき乳がん検診を受診した者については、指定管理者が定める手続により、既に納付した第 4 の利用料金の償還払いの申請をすることができる。

(茨木市子宮がん検診事業実施要綱の一部改正)

- 3 茨木市子宮がん検診事業実施要綱（平成20年4月1日実施）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 7 平成26年6月1日以後において、茨木市がん検診推進事業実施要綱の規定により子宮頸がん検診に係るクーポン券及び受診案内の送付を受けた者のうち、当該年度にこの要綱に基づき子宮がん検診を受診した者については、指定管理者が定める手続により、既に納付した第4の利用料金の償還払いの申請をすることができる。

(茨木市大腸がん検診事業実施要綱の一部改正)

- 4 茨木市大腸がん検診事業実施要綱（平成20年4月1日実施）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 平成26年6月1日以後において、茨木市がん検診推進事業実施要綱の規定により大腸がん検診に係るクーポン券及び受診案内の送付を受けた者のうち、当該年度にこの要綱に基づき大腸がん検診を受診した者については、指定管理者が定める手続により、既に納付した第4の利用料金の償還払いの申請をすることができる。

附 則

この要綱は、平成27年8月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市がん検診推進事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第4、第5関係）

年 月 日

（申請先） 茨 木 市 長

茨木市がん検診推進事業クーポン券（再）交付申請書

茨木市がん検診推進事業クーポン券の（再）交付を次のとおり申請します。

申請者（受診者）	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名		年 月 日（ 歳）
	住 所	〒 ー 茨木市 電話番号（ ）	
クーポン券の種類	<input type="checkbox"/> 乳がん検診 <input type="checkbox"/> 子宮がん検診		
申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 転入 前住所 〒 ー （ ） <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 紛失		

〔同意〕	
茨木市がん検診推進事業クーポン券の（再）交付審査のために必要があるときは、私の住民基本台帳を茨木市長が閲覧することに同意します。	
申請者	Ⓜ

記 茨 入 木 欄 市	本人確認及び住民登録確認		確 認	受 付
	がん検診受診歴確認			
	書類確認			
	その他（ ）			

年 月 日

（提出先） 茨 木 市 長

茨木市がん検診推進事業自己負担額助成金交付申請書兼請求書

茨木市がん検診推進事業自己負担額助成金の交付を次のとおり申請します。
 なお、助成金の交付の決定があったときは、当該助成金を請求します。

申請者 (受診者)	フリガナ					生 年 月 日
	氏 名	Ⓜ				年 月 日 (歳)
	住 所	〒 ー 茨木市				電話番号 () ー
受診したがん検診	受診日	乳がん検診	年 月 日			
		子宮がん検診	年 月 日			
	受診した医療機関の名称	乳がん検診				
		子宮がん検診				
申請兼請求金額		千	百	十	一	〈助成金の額〉
金額の左側に¥マークを記入してください。						乳がん検診 800円 子宮がん検診 500円

(申請者名義) 振込口座	金融機関名	銀行 金庫 農協	店 名	本店 支店 出張所
	預金種別	普 通 ・ 当 座		フリガナ
	口座番号	左 詰 め	口 座 名 義	

〔同意〕

茨木市がん検診推進事業自己負担額助成金の交付審査のために必要があるときは、私の住民基本台帳を茨木市長が閲覧することに同意します。

申請者 Ⓜ

〔添付書類〕

- ・クーポン券
- ・対象がん検診の受診費用の支払を証する書類（領収書等）

記茨 入木 欄市	本人確認		確 認	受 付
	申請書及び書類確認			
	徴収区分変更			
	その他 ()			

様式第3号（第9関係）

茨木市指令 第 号

住所

氏名 様

茨木市がん検診推進事業自己負担額助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市がん検診推進事業自己負担額助成金について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定内容	交付 ・ 不交付
	交付決定額 円
不交付の理由	
備考	

年 月 日

茨木市長

印